

平成29年9月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

平成29年9月14日 木曜日 (午前10時開議)

出席議員 (13人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

欠席議員 (1人)

6番	堀田	一徳
----	----	----

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	三	岳	昭
書記	石	川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山	口 文	夫
副町長	山	口 誠	実
教育長	竹	下 修	治
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉 克	己
企画財政課長	大	川 豊	文
地域政策課長	野	上 英	了
税務課長	川	内 和	哉
健康推進課長	成	富 浩	樹
会計課長	末	永 安	江
住民福祉課長	荒	木 俊	行
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照	本 茂	法
建設課長	廣	田 洋	一
ダム対策室長	福	田 多	肥
水道課長	太	田 啓	寛
教育次長	吉	永 文	典
行政係長	中	原 敬	介

議事日程

- | | | |
|-----|---------|--------------------------------------|
| 第 1 | 報告第 4 号 | 平成 2 8 年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件 |
| 第 2 | 認定第 1 号 | 平成 2 8 年度川棚町一般会計決算認定 |
| 第 3 | 認定第 2 号 | 平成 2 8 年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定 |
| 第 4 | 認定第 3 号 | 平成 2 8 年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定 |
| 第 5 | 認定第 4 号 | 平成 2 8 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定 |
| 第 6 | 認定第 5 号 | 平成 2 8 年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定 |
| 第 7 | 認定第 6 号 | 平成 2 8 年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定 |
| 第 8 | 認定第 7 号 | 平成 2 8 年度川棚町水道事業会計決算認定 |

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は 1 3 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第 1、報告第 4 号「平成 2 8 年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。町長。

町 長 皆様おはようございます。報告第 4 号「平成 2 8 年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」についての報告をいたします。この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法の第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、この度、監査委員からその審査意見書の提出がありましたので、その意見書を添付し議会に報告するものでございます。別紙にそれぞれの比率を表にして記載しておりますが、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも国が示した早期健全化基準及び経営健全化基準以内の値となっております。

なお、これら健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、今回の議会報告後、速やかに公表を行うことといたしております。詳細につきましては企画財政課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは内容について説明いたします。2 枚目の別紙をお開きください。まず、この様式でございますが、議会に報告後、総務大臣に報告する様式でございます。

まず、1 健全化判断比率（法第 3 条関係）であります。健全化判断比率の行が、本町の 2 8 年度決算に基づく実績であります。その下の行の早期健全化基準、そして財政再生基準。これは法が定めた基準であり、これらの基準を上回ると市町村は財政の健全化、あるいは再生の計画を作成し、改善を図らなければならないという基準でございます。

まず、健全化判断比率のうちの実質赤字比率及び連結実質赤字比率であり

ますが、この2つはいずれも実質収支が黒字であったため、赤字比率自体が生じておりませんので、横線でお示しをしております。

次に実質公債費比率は11.7%で、財政健全化基準の25%を下回っております。

次に将来負担比率は38.3%。これも早期健全化基準の350%を下回っております。

次に2の資金不足比率、法第22条関係でございますが、これは公営企業会計ごとの経営健全化判断を行うもので、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、観光施設事業特別会計が対象となります。これら3つの特別会計は、いずれも資金不足が生じておりませんので横線で示しております。次のページをお開きください。

健全化判断比率等の公表についてと示した資料をお付けしております。1枚目に財政健全化法の目的や川棚町の財政状況について、そして2ページ以降、健全化判断比率及び資金不足比率の計算基礎等についてお示しをしております。

3ページには年度ごとの資金不足比率を除いた指標数値の推移を示した表を掲げておりますが、傾向としましては実質公債費比率と将来負担比率が減少し、一定の改善が進んでいるという状況にあります。要因としましては、主に新たな地方債借り入れを抑制していることによる地方債残高の減少、並びに退職手当負担見込額の減少に伴う負担額の減によるものであります。詳しい内容については後ほど資料をご覧くださいということで、説明は省略とさせていただきます。なお財政健全化法に規定する健全化指標の公表につきましては、例年どおりお配りした公表資料をホームページに掲載し、また、概要を示したものを町広報誌に掲載することにより、公表したいと考えております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。

(発言なし)

議 **長** よろしいですか。はい、よろしいですね。質疑なしと認め、

これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(1 0 : 0 7)

議 長 次に日程第 2、認定第 1 号「平成 2 8 年度川棚町一般会計決算認定」から日程第 8、認定第 7 号「平成 2 8 年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 認定第 1 号「平成 2 8 年度川棚町一般会計決算認定」から認定第 6 号「平成 2 8 年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」についてと、認定第 7 号「平成 2 8 年度川棚町水道事業会計決算認定」までを一括上程いただきましたので、併せてご説明をいたします。

まず、認定第 1 号「平成 2 8 年度川棚町一般会計決算認定」から認定第 6 号「平成 2 8 年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」までについてですが、これらの決算につきましては、会計管理者から決算の提出を受け、去る 7 月 2 4 日、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により監査委員の審査に付しております。この度、8 月 2 9 日に監査委員から当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第 3 項の規定よりその意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、決算書及び各付属書類は法令の定めにしたがって調製されているとしてありまして、総括として審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、原簿、関係諸帳簿、証憑書類、預金通帳、預金残高証明書その他と照合審査した結果、正確かつ適正であることを認める。また、予算の執行、財務に関する事務処理及び財産の管理についても概ね適正に処理され、各事業は概ね所期の成果を収めていると認められるところのご意見をいただいたところであります。

その他詳細につきましては、会計管理者並びに各担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

続きまして、認定第 7 号「平成 2 8 年度川棚町水道事業会計決算認定」についてご説明いたします。認定第 7 号につきましては、平成 2 8 年度川棚町水道事業会計決算の提出を受けまして、去る 6 月 2 7 日、地方公営企業法第

30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。この度、7月27日に監査委員からの当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定によりその意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、決算について作成すべき書類及びその様式は法令の定めを全て充足しているとしてありまして、決算審査意見として審査に付された決算報告書ほか、決算諸表及び関係諸帳簿類はいずれも正確に記載され、水道事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認めるとの意見をいただいたところであります。

その他詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

議 長 会計管理者。

会計管理者 それでは私の方から、一般会計の決算認定についてご説明いたします。お手元にお配りしております、決算書の99ページをお開きください。ここには実質収支に関する調書を記載しております。1の歳入総額は59億4,089万7,858円、2の歳出総額は57億8,332万4,333円で、3の歳入歳出差引額は1億5,757万3,525円となります。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、(2)の繰越明許費繰越額の2,777万1,000円のみでございまして、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額から、4の翌年度へ繰り越すべき財源の額を差し引いた1億2,980万2,525円の黒字となっております。

次にページを戻りまして、決算書の2ページから9ページの総括的な部分をご説明いたします。2ページから5ページまでが歳入となります。決算書の4ページから5ページをお開きください。歳入合計は予算現額61億3,779万7,000円に対し、調定額62億3,045万4,176円、収入済額59億4,089万7,858円、不納欠損額530万1,746円、収入未済額2億8,425万4,572円であり、予算現額と収入済額との比較は1億9,689万9,142円の減となっております。

款ごとの説明につきましては、本日お手元にお配りしております平成28年度川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料の1ページに前年度と本年度収入済額、不納欠損額、前年度比、これにつきましては増減額と割合等を

記載いたしておりますので、詳しい説明は省略をさせていただきます。

続きまして歳出でございます。6ページから9ページまでが歳出となります。決算書の8ページから9ページをお開きください。歳出合計は予算現額61億3,779万7,000円に対し、支出済額57億8,332万4,333円、翌年度繰越額2億4,328万1,000円、不用額1億1,119万1,667円であり、予算現額と支出済額との比較は3億5,447万2,667円でした。よって、歳入歳出差引金額は1億5,757万3,525円でございます。

款ごとの説明につきましては、本日お配りしております、平成28年度川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料の2ページに、前年度、本年度支出済額、翌年度繰越額、予備費充用額、予算流用額、前年度比、これにつきましては増減額と割合を記載いたしております。よって、歳入と同様に詳しい説明は省略をさせていただきます。

なお、その他、補足説明資料につきましては3ページから4ページの方には歳入歳出の款、項ごとの予算現額、支出済額等を記載したものを、5ページには税料金等の過去5年間の徴収率を記載いたしております。

また、決算書の101ページから107ページにかけて、財産に関する調書を記載いたしておりますので、お目通し願いたいと思います。簡単ではございますが、私の方からは以上で説明を終わります。ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 次に配付資料の補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長 それでは平成28年度決算補足資料（一般会計）とした資料を本日お配りをしております。この表についてご説明をいたします。この資料につきましては、10年間における決算の推移を取りまとめたもので、決算統計からの引用により、長期的な観点から財政状況を比較検証するために毎年作成し、決算補足資料として配布を行っているものであります。

まず、1ページの歳入決算の状況であります。各歳入の款ごとに10年間の推移を取りまとめております。そして1番下の町債－町債費（元金）であります。これは新たな借り入れから元金返済を差引くことによりまして、いわゆる借金の減り具合というのを見てとれる行となっております。

この行がマイナスでありますと、町の起債残高が減っているという状況

で、これがプラスになると負債が増えているという状況になります。2 ページ目をお開きください。

2 ページ目につきましては経常収支比率であるとか、あるいは積立金の残高であるとか、地方債現在高であるとか、その残高を取りまとめた表であります。なお、人口につきましては3月末現在の人口であります。そして、経常収支比率につきましては、参考として東彼杵町、波佐見町、そして類似団体の率を掲げております。そしてまた下の方には、下から2行目、財政力指数、この指数の推移についても掲げておるものであります。続きまして3 ページであります。

3 ページにつきましては、決算書と同じく款ごとの目的別の状況を取りまとめた表であります。次に4 ページに移ります。

4 ページにつきましては、性質別の決算の状況であります。この性質別、款ごとに例えば人件費等は予算計上しておりますが、それを全部この性質ごとに集計したという結果であります。そして、この主な状況については後ほどグラフの方でも取りまとめております。そして5 ページ、6 ページにつきましては、この性質別決算の状況を波佐見町と東彼杵町、郡内他の2町の分も取りまとめてお付けをしております。それでは7 ページをお開きください。

先ほど経常収支比率について若干触れましたが、この7 ページのグラフは人件費、扶助費、公債費などの義務的経常経費に町税、普通交付税、地方譲与税などといった経常一般財源がどの程度充当されているかを示す比率であります。これが財政構造の弾力性を判断する1つの指標として、指標となっております。傾向としまして、昨年若干の経常収支比率の減少が出ておりますが、その時ご説明したと思いますが、これは27年度決算における普通交付税及び地方消費税交付金の増により下がったものと分析をしております。

逆に反面、28年度におきましては、それら2つの大きな歳入がいずれも減したことによりまして、また上昇に転じたという状況であります。8 ページの表をお開きください。

こちらは義務的経費の推移を示したグラフであります。傾向としましては扶助費、こちらが増加傾向がずっと続いております。そして人件費はやや横ばい、あるいは減少といった傾向で、公債費もやや減少といった傾向です。

扶助費につきましては、ここ数年大きな伸びをみせておりましたが、28年度は前年比0.5%増ということで、やや伸びが鈍化したという傾向が出ております。1つには障害者福祉をはじめとした社会福祉費は増加をしておりますが、児童福祉費が減少しているというものであります。次に9ページに移ります。

こちらは積立金、地方債現在高、町債、公債費、元金などの推移表をグラフで取りまとめたものであります。地方債の現在高につきましては、減少しております。ピーク時には、グラフには見切れておりますが、16年度が71億9,000万ほどございました。これがピークでありまして、現在はその約4分の3程度に減少しているという傾向です。そして積立金現在高につきましては、20年度をご覧いただくと17億7,000万ほどということで、これが一番減少していた底の数字です。それから現在は19億2,700万程度ということでありまして。

そして10ページからは郡内3町の比較を付けております。また、12ページの後に郡内3町の28年度の決算統計による決算カードをお付けしております。以上で補足資料についての説明を終わります。

議 長 次に、国民健康保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 それでは川棚町国民健康保険事業特別会計、平成28年度決算についてご説明いたします。決算書は110、111ページになります。

歳入における収入済額は調定総額23億7,728万6,448円に対し、22億8,740万4,692円で収入率96.2%となっております。収入済額の8,049万1,856円は、国民健康保険税未済額であります。不納欠損額は938万9,900円を地方税法第18条の規定により不納欠損処分としております。次のページをお願いいたします。

歳出における支出済額は22億529万4,079円となり、予算総額22億8,430万2,000円に対して、96.5%の執行率でありました。決算書の141ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額22億8,740万4,692円、歳出総額22億529万4,079円で、歳入歳出差引額は8,211万613円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実

質収支額は8, 211万613円となります。平成27年度の実質収支額が5, 885万6, 824円でしたので、これを差し引きますと単年度収支額は2, 325万3, 789円の黒字となります。積立金の利子分5万6, 364円を加えた2, 331万153円が実質単年度収支額となります。143ページをお開きください。

財産に関する調書であります。基金の状況は記載のとおりで、年度内の預金利息5万6, 364円を加えた469万7, 501円の基金残高となっております。

それでは成果報告書により説明いたします。成果報告書の101ページをお開きください。

決算の概要でございますが、平成28年度国民健康保険事業における歳入額並びに歳出額はここに記載をしておりまして、先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

2の歳入でございますが、歳入総額に対する国民健康保険税の占める割合につきましては、16%となっております。国庫支出金が24.8%、療養給付費交付金が3.3%、前期高齢者交付金が18%、その他37.9%となっております。

3の歳出につきましては、歳出総額のうち保険給付費の割合が65.5%と最も高くなっております。ほか総務費0.3%、後期高齢者支援金等9.0%、共同事業拠出金20.9%、介護納付金3.2%、保険事業費0.7%、その他0.7%の割合となっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書の116ページからの記載となっております。お目通しをいただきたいと思います。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に、後期高齢者医療特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 それでは川棚町後期高齢者医療特別会計、平成28年度決算についてご説明いたします。この後期高齢者医療制度につきましては、保険料が1割、現役世代の保険料4割、公費負担5割として、国民全体で支える仕組みとなっており、歳入歳出については最終的には同じ額となります。精

算は次年度で行うこととなっております。決算書は146、147ページからとなっております。

歳入における収入済額は、調定総額1億6,396万4,941円に対し、1億6,309万301円で、収入率99.5%となっております。収入未済額の87万4,140円は、後期高齢者医療保険料未済額であります。不納欠損額は500円。これは1件、1人分で、死亡のため不納欠損としております。高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項の規定により、不納欠損処分をしております。次のページをお願いいたします。

歳出における支出済額は1億6,268万6,288円となり、予算総額1億6,315万5,000円に対して、99.7%の執行率でありました。決算書の161ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額1億6,309万301円、歳出総額1億6,268万6,288円で、歳入歳出差引額は40万4,013円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同じく40万4,013円となります。それでは、成果報告書の117ページをお開きください。

1の決算の概要でございますが、歳入並びに歳出額はここに記載しているとおりであり、先ほど実質収支に関する調書でご説明したところであります。

2の歳入であります。歳入総額に対する後期高齢者医療保険料に占める割合は67.6%でございます。歳入に占める割合が32.0%、その他0.4%となっております。

次に3の歳出でございます。歳出総額に対する総務費の割合が2.4%、後期高齢者医療広域連合納付金の割合が97.3%、諸支出金が0.3%となっております。なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は決算書152ページから記載をいたしておりますので、お目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に、介護保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 それでは川棚町介護保険事業特別会計、平成28年度決算に

ついてご説明いたします。決算書の164、165ページをお開きください。

歳入における収入済額は調定総額13億1,401万6,035円に対し、13億645万7,645円で、収入率99.4%となっております。

収入未済額677万1,020円は介護保険料未済額であります。不納欠損額が78万7,370円を介護保険法第200条第1項の規定により不納欠損をしております。次のページをお願いいたします。

歳出における支出済額は12億5,167万6,361円となり、予算総額13億707万3,000円に対して、95.8%の執行率でありました。決算書の189ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額13億645万7,645円、歳出総額12億5,167万6,361円で歳入歳出差引額は5,478万1,284円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額の5,478万1,284円となります。27年度の実質収支額が5,912万6,568円でしたので、これを差引きますと単年度収支は434万5,284円の赤字となりますが、基金に1,003万7,628円の積み立てをしておりますので、実質単年度収支は569万2,344円の黒字となります。次に191ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。28年度において基金利子を含む1,003万7,628円を介護保険給付費基金に積み立てており、年度末残高は9,007万2,095円となっております。28年度は第6期介護保険計画の中間年度であり、概ね順調な財政状況となっております。次に成果報告書の121ページをお開きください。

1の決算の概要ですが、平成28年度介護保険事業における歳入額並びに歳出額はここに記載をしております。先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

2の歳入ですが、歳入総額に対する主な歳入割合につきましては、介護保険料20.3%、国庫支出金22.9%、支払基金交付金25%、県支出金13%、繰入金13.8%となっております。

3の歳出につきましては、歳入歳出総額の大部分92.1%を保険給付費が占めており、総務費1.4%、地域支援事業等費4.6%、基金積立金

0. 8%、諸支出金1. 1%となっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は決算書170ページから記載をいたしておりますので、お目通しをいただきますようよろしくお願いいたします。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に、観光施設事業特別会計についての追加説明を求めます。地域政策課長。

地域政策課長 それでは私の方から、平成28年度川棚町観光施設事業特別会計の決算認定について追加説明をいたします。決算書の205ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。収入総額及び歳出総額ともに1億7,221万7,675円であります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は0円となります。次に194ページ、195ページをお開きください。

歳入につきましては不納欠損額、収入未済額ともに0円であります。次のページをお開きお願いします。

歳出についてであります。支出済額1億7,221万7,675円は、予算現額の約99.8%の執行率でありました。それでは成果報告書でご説明いたしますので、135ページをお開きください。

第1総括の1、決算の概要につきましては、平成28年度観光施設事業における歳入総額及び歳出総額を記載しておりますが、先ほど実質収支に関する調書でご説明したところであります。

2、歳入につきましては、収入総額に対する雑収入の占める割合は14.4%、一般会計繰入金が85.6%であります。なお、歳入総額に対する観光事業収入の割合は8.6%であります。

3、歳出につきましては、歳出総額のうち観光施設事業費の割合が36.0%、公債費が64.0%でありまして、予備費の支出はございません。以上説明を終わりますが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に、公共下水道事業特別会計についての追加説明を求めます。水道課長。

水道課長 それでは、認定第6号、平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計決算について説明をさせていただきます。まず決算書でございます。決算書223ページの実質収支に関する調書で説明をいたします。

歳入総額が5億7,871万1,857円で、歳出総額は5億7,484万1,716円です。歳入歳出差引額は387万141円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となります。

次に決算書の208ページ、209ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。収入済額5億7,871万1,857円は予算現額5億7,663万1,000円であり、率にして100.4%となっております。また、不納欠損の額37万4,090円は受益者負担金並びに下水道使用料であり、収入未済額の合計597万1,310円は、受益者負担金並びに下水道使用料の現年度の滞納分と過年度の滞納分でございます。

次に210ページ、211ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。支出済額5億7,484万1,716円は予算現額5億7,663万1,000円であり、率にして99.7%となります。翌年度への繰越はございません。次に成果報告書の141ページをお願いいたします。

1、決算の概要につきましてでございますが、先ほど決算についての説明のとおりであります。収入済額は調定額の99.0%、歳出は予算額の99.7%というふうになっております。

2の歳入についてでございます。歳入総額に対する割合は国庫支出金6.8%、町債10.6%、一般会計繰入金56.6%、その他26.0%でございます。

次に3の歳出でございます。歳出については、歳出総額に対する割合は総務費21.4%、建設費21.6%、公債費57%となっております。予備費の支出はありません。

決算書の226ページから228ページには財産に関する調書を掲載しておりますが、特に変更はございません。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に水道事業会計の追加説明を求めます。水道課長。

水道課長 それでは認定第7号、平成28年度川棚町水道事業会計決算

の詳細について説明をさせていただきます。決算書が別冊になっておりますので、お開きをいただきたいと思います。決算書の11ページでございます。

こちらには1、概況として総括事項を記載をしております。この中に記載していることでは、平成28年度における川棚町上水道の給水状況は、給水区域内人口1万4,124人の99.7%にあたる1万4,086人に給水をしております。年間総配水量は206万3,057^mで、前年度に比べ16万7,360^m増加をしております。年間総有収水量は185万9,331^mで、前年度に比べ14万2,795^m増加しましたが、有収率につきましては前年度に比べ0.4ポイント減少し、90.1%となっております。

この使用量の増加につきましては、工場等において14万5,000^mの増加があったためでございます。特に町内最大の某企業の使用料の増加が影響をしておるところでございます。

次に経営の状況でございます。決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。こちらは収益的収入及び支出についての記載でございます。消費税込みの金額で記載をさせていただいております。収入の第1款水道事業収益の決算額につきましては3億4,657万5,337円で、前年度に比べ2,695万8,613円、率にして7.2%が減少をしております。支出の第1款水道事業費用は3億4,138万3,128円で、前年度に比べ7,336万9,164円、率にして24.7%増加をしております。その結果、消費税込みの収支差引については記載はしておりませんが、519万2,209円の利益が生じておるところでございます。決算書の3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらは資本的収入及び支出についてでございます。収入の第1款資本的収入は第2項の工事負担金のみでございます。備考欄に記載のとおり、下水道推進工事にかかる補償工事分でございます。決算額として57万1,320円となっております。

下段の支出でございます。第1款資本的支出は決算額7,342万9,721円でございます。第1項建設改良費では、石木地区上水道管敷設替工事の1工区と2工区の工事前払金を含む工事請負費が主なものでございます。

第2項では企業債償還金を支出をしております。また、翌年度繰越額は地

方公営企業法第26条の規定により、繰越額は去る6月定例議会において繰越計算書の報告をいたしましたとおり、石木地区上水道管敷設替工事の1工区、2工区分を計上をしております。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、4ページの下段表の下の方に記載をしておりますとおりに補てんをいたしております。次に5ページ、6ページをお願いいたします。

こちらには損益計算書を記載しております。5ページの最下行の方に経常利益を記載をしておりますが、362万3,080円の黒字決算となっております。6ページでは5の特別利益及び6の特別損失は発生をしておりますので、経常利益の額がそのまま当年度純利益となり、次の行の前年度繰越利益剰余金を加算しました1,768万1,212円が当年度未処分利益剰余金となっております。前年度までは議会の議決を得て、未処分利益剰余金のうち、その年度の収益に応じて建設改良積立金及び減債積立金への積み立てを行っていましたが、山道浄水場第7次拡張工事による減価償却費に多額の費用を要することから、今後、数年間は収益が悪化することが見込まれている状況でございます。そこで、平成28年度においては平成29年度以降の収益を担保するために、各積立金への積み立てを行わず、未処分利益剰余金として留保することとしております。以上のことから、平成28年度においては未処分利益剰余金処分の件は上程をしておりますことを申し添えます。

次に決算書の7ページ、8ページは貸借対照表を記載をしております。次の9ページ、10ページには剰余金の計算書。11ページからは事業報告書を記載をしております。11ページには1の概況を書いております。12ページ、13ページに渡りまして工事の概要を記載をしております。ここで12ページの下から3行目ですか、番号11で一番右の方に竣工年月日の欄に繰越というふうに記載をしておりますけれども、これは繰越をしたものでございます。これが3条予算分でございます。次に13ページ、こちらには下段の表でございますけれども、番号の2と3、これも繰越をしております。4条予算分でございます。去る6月定例会において、繰越計算書をもって報告をさせていただいている案件でございます。14ページには3の業務。15ページ、16ページには4の会計。それと17ページ、18ページには

キャッシュフローの計算書。19ページ、20ページには固定資産明細書。

21ページ、22ページには企業債の明細書。23ページから29ページには収益費用明細書及び資本的収支明細書を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。以上で説明を終わりますがご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(10 : 56)

(…休 憩…)

(11 : 15)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 先ほど各会計についての説明を受け、これから質疑を行います。決算内容については成果報告書にも詳しく記載をしてあり、また、監査委員による決算審査意見書等もお手元に配布をされているところでございます。

さらに、決算審査特別委員会に付託する予定でありますので、この点お含みおきをいただいた上、各会計の歳入歳出及び全般にわたり、政策的なもの、あるいはまた総括的なものになるようご協力をお願いいたします。

議事整理上、一般会計と特別会計の会計ごとに分けて質疑を行います。

なお、川棚町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑回数は1議題につき3回との原則であります。会計ごと3回までの質疑を許可する議事運営とさせていただきます。

それでは初めに、認定第1号「平成28年度川棚町一般会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書1ページから107ページ、成果報告書1ページから99ページまでであります。質疑を受けます。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 37ページの、この歳入の雑入の云々についての備考の説明がありますが、37ページですね、この中の上から6つ目ぐらいにいきがいセンターの目的外使用料360万円っていうのがありますが、聞いたことがあるような気もしますが、その目的外使用料というものについてどういふものか説明をお願いします。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。ただいまのご質問についてお答えいたします。このいきがいセンターの目的外使用料につきましては、いきがいセンターの本来の条例に基づく公の設置としては、老人福祉の向上のための目的で設置をされておりますけれども、ここで管理をしていただいております社会福祉協議会において、介護関係の事業を営んでおりますので、この事業が目的外というようなことの位置付けにおいて、使用料をその分いただいておりますのでございます。以上です。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 49ページの移住・定住促進事業費において、繰越明許費が300万円計上されているのは、3月の議会で説明があったのだろーと思っておりますが、この繰越明許費はどういうものでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは繰越明許費300万円についてであります。これは西白石における若者定住のための分譲住宅地、これに入居をされた時点において補助金を交付するというのが、1世帯当たり50万円という補助金を用意しております。これにつきましては建築が3月末、あるいは4月以降になってからということで、請求の手続きが4月以降になりまして、支出も29年度の支出となることが確実でありましたので、50万円の6世帯分、300万を繰越明許費として29年度に繰り越したというものであります。以上です。

議 長 村井議員。

1 3 番 村 井 13番、村井です。成果報告書の27ページ、この一番下に個人番号のことで書いてあるんですけれども、個人番号通知カード再交付255件とあるんですが、ものすごく多いような気がするんですけど、こういった再交付の件数の要因はどういったところにあったんでしょうか。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。ただいまのご質問についてお答えいたします。ほとんどがやはり家庭に到着したものを置き忘れたり、紛失したりということがほとんどの理由となっております。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 成果報告書でお尋ねします。成果報告書の71ページです

ね。ここに町道中倉線について70から71にかけて説明がしてありますけども、28年度も地権者との交渉を進められて、それから1年半が経過して、この文章の中で地権者との交渉まで整わずというふうに、こう書いてありますが、どういうふうに解釈すればいいのかというのが1つ。

それからあと1つ、74から75ページ、ダム対策費のところですね。28年度の予算審査においてはですね、長崎県佐世保市及び地元関係者との協議に要する経費を計上していると、審査の時に説明がありました。でもここではそういうふうなことが一切触れられておりませんので、その説明をお願いします。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 それでは久保田議員のご質問にお答えをいたします。町道中倉線の補償、補てん及び賠償金について28年度に地権者との交渉まで整わずということですが、この補償、補てんにつきましては、中倉線の改良計画におきまして、長崎川棚医療センターの建て替えに伴いまして、医療センターの取り付け道路に関して、町道中倉線から医療センターの方に取り付けをするという計画に変わりました。それに伴いまして、医療センターの設計変更が生じております。その設計変更にかかる費用につきまして、調整が整わなかったというところがございます。以上です。

議 _____ **長** ダム対策室長。

ダム対策室長 先ほど久保田議員からの質問の中で、前年度の成果報告の中に県及び市との連携を取るということですね、載せておいたものについて、今回は載っていないというご質問なんですけども、基本的には28年度でも県、市との調整を取ったということの経費も含まれておりますけども、今回その分については載せてはおりませんでした。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

1番山口 成果報告書の14ページでございますが、2点ほどですが、町税の口座振替の件数が減少しているということで、これは何か要因があるのか、今後も何か要因があれば続く傾向にあるのかというのが1点。

それから、その下の段のですね、本年度も搜索を9件実施し、いわゆる26品の動産をいわゆる競売にかけた。その収入金額がどれくらいになっているのかという点と、そしてこういうふうな差押えをすることに

よってですね、いわゆる納税者の納税に対する意識向上につながってきているのかどうかですね。その2点をお尋ねしたい。以上です。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 ただいまの質問にお答えします。まず、口座振替の利用件数が減少していると。その理由についてのお尋ねですけれども、たぶん昨年度も同じ質問があったと思いますが、昨年度お答えしたのが普徴から特徴の推進を行っていることは1つの要因となると。それ以上のことについての分析というのは特に行っておりませんので、要因としては特徴の推進が主なものというふうに考えております。

2件目の差押えの換価金につきましての質問ですけれども、国税還付金の差押えにつきましては、合計額がよろしいでしょうか。それともそれぞれの換価金を分けた方でお答えした方がよろしいでしょうか。合計でいいですか。841万3,029円が滞納処分によって換価した金額でございます。

これをするによって滞納者、納税者の納税意識が向上されたかというご質問ですけれども、差押えを行っているというその情報が現在滞納されている方に渡っているかというのと、そこはちょっと定かではございませんけれども、差押えされた方は今後こういうことがあるんだなということで、そこについては確実に納税意識の向上というのは上がっているものと判断しております。付け加えて言いますと、来月公売会を、差押物件については公売会を予定しておりますので、そういうものも納税意識の向上につながるものというふうなことで考えております。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 決算書でお尋ねします。決算書の収入の15ページですね。

議 長 何ページ。

4 番 久 保 田 歳入の方の15ページ。決算書です。

議 長 決算書の15ページですね。

4 番 久 保 田 はい。地方消費税交付金、これがですね、昨年と比較すると3,100万円ほどマイナスになっているんですね。これは消費の冷え込みなのかっていうのが1つ。

それからもう1つは歳出の総務の方ですね、47ページ、いきいきタクシー助成事業費なんですけれども、当初予算は1,014万で組んであって、

執行率は78%、計算してみたら78%なんですね。これはタクシー助成が皆さんに行き渡ったと成果、評価していい数字なのかどうかっていうのを尋ねます。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。まず、地方消費税交付金についてであります。議員のご指摘のとおり、大きな減が生じております。これにつきましては本町のみならず、県下の状況もだいたい同じような、率は違いますけれども減少傾向を示しております。やはり要因としましては消費の低迷、それによる消費税の納税額の減少といったことが要因であるというふうに私共は分析しております。

そしていきいきタクシーであります。これにつきましては、平成28年度は制度発足4年目ということで、制度的には住民の方々にも定着した時期であったと思います。これにつきましては当初1,000万ほど予算を組んでおりましたが、実績に見合わせて3月補正で減を、確か3月だったと思いますが、最終的に補正で減をしております。これにつきましてはまず交付について、28年度は臨時福祉給付金等がございましたので、これが12月ぐらいまで交付がありまして、ほぼ年齢層も同じ方が多いということで、その際にも非常に勧奨をしてですね、なるべく交付をするように努めて、努力をしております。そして、なおかつ利用についてもですね、年に3回ほど広報を通じて利用についてもご案内をしたところであります。その結果、昨年度成果報告書にも載っておりますように、総額で780万、約790万ぐらいの交付額となっておりますということで、私共としては交付の促進、そして利用の促進についてはできる限りの努力を払ったと考えておりました。ほぼこのパーセンテージが本町のこの制度におけるだいたいの到達点ではなかろうかなというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 成果報告書の23ページでございますが、総務管理費の中ですね、人事評価制度構築支援業務の委託料69万1,000円というのがあるわけですが、これの人事評価制度というのはいつからの導入予定で構築をされつつあるのかということと、中身的にはどういうことを考えておられるのか。この2点です。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それではただいまの質問にお答えをいたします。この人事評価制度といいますのは、職員の昇給・昇格、それから勤勉手当、こういったものは評価によって行いなさいと地方公務員法に定められておりますので、この人事評価の導入に関しては数年前から自治体においても導入を積極的に進めるようにという指導がっております。そういったことで5年ほど前からこの人事評価制度に取り組んでまいっております。しかしながら、この制度については、なかなかこの制度を職員に行き届かせるというのに非常に困難を要しております、職員への説明、管理職への説明、こういったことを行いながら4年ほど試行期間を持ちながら実施をしてきております、実際には本年4月からこの制度の導入ということに至ったところでございます。評価の内容等については言葉では申し上げにくいわけですが、勤務態度、それから実績、すみません業績ですね、こういったことを職員それぞれの評価をするということになっておりますので、そういったことを今進めているところでございます。29年度から、今年度から進めておりますけれども、最初の評価については12月の勤勉手当から入ってこようと、このように考えております。以上でございます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 成果報告書の25ページの下の方に、空き家バンク制度を創設したってありますけれども、28年度創設されたわけですが、その登録された空き家の数とか、あるいはこの制度によって、紹介によってその空き家に住むようになった数、そういったものはどのようになっているのでしょうかということと、もう1点これに関連してですが、他の市町のケースで空き家バンクのホームページか何かに登録されている家賃と、実際にその家主さんと話をした時に、表示されていた家賃と違うことを言われたとかというようなケースがあったようなことも聞いておるんですが、そういうふうな問題というものはないのでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。空き家バンクについてのご質問にお答えいたします。

本町では空き家バンク制度を28年の8月に創設をしまして、要綱を定め、開始したところでございます。その後、要綱を制定後、速やかにホーム

ページにこの分を周知するとともに、広報誌においてもこの制度の発足を呼びかけ、そして8月の健康まつりの総代会の折に各地区総代さんが寄られますので、その折にもこういう空き家バンク制度が始まりますよという、そういう周知を行ったところでもあります。

そして登録の状況でありますけれども、28年度において2件の登録をいただいております。そして1件は所有者の事情により取り下げをされまして、1件についてはホームページにおいて掲載して募集を行ってありましたところ、いわゆる借り手ですね、借り手の方が届けがありまして、それで空き家バンクの登録者、大家さんの方と協議した結果、その物件を借りられたという、成立したというのが1件あります。現在のところは登録は、そうしたことで今はない状況となっております。以上です。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 もう1点、家賃についてのご質問がございました。家賃についてはですね、基本、空き家バンクに登録される所有者の方の申し出によって掲載をしております。それで今回成立した分につきましてはですね、そういった掲載した家賃と違うという、そういったトラブルもなく交渉が進み、成立したということでお聞きをしております。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 成果報告書83ページ、就学援助費及び就学奨励費の交付状況、26、27、28と見てきても数が増えつつあるような状況にあります。他町と比べてうちは1.3倍の支給率が高いというのがありますけども、他町と比べてこの数字が多いのかどうなのか。そしてこのことが学業に対して何か影響があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 お答えします。まずこの数字が多いのかという、他町に比べて多いのかということに関しましては、自分達が把握しているのは東彼3町の分しか把握しておりませんが、東彼3町に比べて川棚町は多いということがわかっております。それが学業に影響しているかということに関しましては、準要というところの家庭が、どうしてもやっぱり、今一番多いところはやっぱり母親が1人の世帯が多いということで、そこが学力につながっている、学力の差として明確につながっているのかというのは、はっきり言っ

て確認はしておりません。以上です。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。73ページの橋梁維持費ところですね。

議 長 どっちですかね。

3 番 三 岳 成果報告書です。73ページですね。そこですね、そこに挙がっています28年度の実績ですよ、この町内ですね、こういうふうに調査をする必要がある橋梁というのがいくつあるのか。たぶんこれは全国的にインフラの老朽化ということで、全国的に進められていると思うんですが、実績としたら2つぐらい挙がっているわけですね。そして今年以降も挙がっていると思いますが、町全体でどのくらいあるのかですね。そして、もしこれを全部してしまうまでどのくらいかかるのかですね、そういったものがわかっておればお聞きをしたいと思います。

それとですね、58ページですね、これも成果報告書ですけども、58ページの林業費の中で、松くい虫の防除関係が挙がっております。これは昨年の成果報告を見てもですね、被害木の焼却ですか、それが約1万5,000m³ということで、今年も1万2,000くらい挙がっているわけですね、ということはちょっと考えてみますとですね、防除されてますけども果たしてその効果があっているのかどうかというのがですね、面積的にはここに記載してありますように、8ha近くを毎年やってらっしゃると。そしてそういった被害が毎年1万5,000ぐらいですね、挙がっているということは、果たして効果があっているのかどうかと、そういった検証をされているのかお尋ねをしたいと思います。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 それでは三岳議員の橋梁関係についてお答えをいたします。

まず、この橋梁の点検業務についてであります。川棚町の全体橋梁数96橋、96でございます。実績を申し上げます。平成26年度に1橋。平成27年度は実施しておりません。平成28年度は28橋。今後の予定ですが、平成29年は34橋、平成30年が33橋で96橋になります。この点検につきましては、道路法の規定によりまして5年に1度、全ての橋梁を点検するということになっておりますので、今後31年度からも引き続き橋梁の点検は発生をしてまいります。

点検の結果であります。成果報告にも載せておりますけども、川棚橋他1橋の補修の設計業務ということで、これは川棚橋と赤岩橋、岩屋郷にあります赤岩橋の2橋について行っているところであります。以上です。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 三岳議員のご質問にお答えいたします。松くい虫防除事業の関係でありますけれども、先ほど27年度が1万5,000、それと28年度が1万2,000と言われましたけれども、これは点がついておりますので、28年度は12,173 m³となります。これは松くい虫に喰われました松が枯れたm³数ですので、大きな数字ではありません。これは県からの指示で、県の補助を受けてやっております。27年度が15 m³程度、それと28年度は12 m³程度であります。27年度からすれば、その枯れた松が減っている状況ですので、数値から見れば効果は表れているというふうに思っております。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 成果報告書の86ページと87ページですが、まず86ページ、表が一番上にありますが、これは公民館図書室のことだと思いますけども、26年度以降の数字を見ると、蔵書数は増えておりますけれども貸出者数とか利用者数は減ってきております。冊数とか利用者数が減ったことについては、どういうふうな理由なのか分析がされているのかどうかお尋ねします。それから、何らかの対策を講じたりしているのかですね、そこら辺についてお尋ねをします。

それから次の87ページ、表の真ん中のところの工事の内容のところの3番目、オストメイト対応トイレを設置したとありますが、設置したあと、例えば障がいのある方達への周知などができたのかどうか。それから設置したトイレ、ちょっと現場をまだ見てないで質問をするわけですが、トイレにはオストメイト対応であるというふうなことのわかるような表示がされているのかどうかお尋ねします。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 お答えします。まず、図書室の貸出数が減少しているということの理由等については、はっきりいって分析はしておりません。どのような理由で減っているのかというのはまだ見当がつかないというか、そう

いう状況です。対策はということなのですが、対策についてはですね、読書フェスティバルとかですね、そういった関係を充実させて、とにかく図書に親しんでもらうという活動は、従来より多くやっているというところ
です。

オストメイトについてですが、オストメイトの広報については教育委員会の方でここに設置していますというような広報はしていません。

ちょっと確認はしていないんですけど、オストメイトがここにありますというような表示を今していないんじゃないかなということでは思っています。以上です。

議 _____ **長** 波戸議員。

8 番 波 戸 成果報告書の54ページ、上の方のイノシシ等の有害鳥獣対策なのですが、これは昨年度に比べてイノシシ、アライグマ、アナグマ、タヌキ等が全て頭数が増えています。やはりこれは根本的な対策はないんでしょうか。やはりこうやって毎年毎年これぐらいの500万程かけての捕獲といいますか、報償費を出しながらの捕獲をする方法しかないのかお尋ねします。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 波戸議員のご質問にお答えいたします。イノシシにつきましてはこういった対策を行って、できるだけ減らすようにしておりますけれども、なかなか減らない、他の鳥獣もですけど、減らない状況であります。そこで猪乗地区と下組地区に捕獲隊を結成いたしまして、その中に猟友会から免許を持った人が入って、猪乗地区の方に補助をしてもらって捕獲を促進していく、猪乗地区、下組地区で。そういったことを29年度から実施しております。今のところ結構地区の方で捕獲ができておりますので、これが効果を出していけばどうかと。また、他の地区でもですね、そういった意欲のあるところにつきましては捕獲隊を設置していきたいというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 11番、小田です。成果報告書の32ページになります。障害者相談員設置事業というふうにして行われておりますけれども、この相談業務の実施内容と、それから実績などをお尋ねいたします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまの質問についてお答えいたします。相談員の相談につきましては、障がいに関するあらゆる相談の受付ということで、やはり相談を、すみません、障がいを持った方がですね、その暮らしのための相談先とかですね、こういったものとか、そういったところで受付をさせていただいておりますけれども、件数実績につきましては平成28年で4人の相談員の方がいらっしゃいますが、86件ということで確認をしておるところでございます。以上です。

議 長 それでは、ここでしばらく休憩をいたします。

(11:57)

(…休 憩…)

(13:00)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで、住民福祉課長から発言の申し出がっております。

住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。午前中の質問の中で、小田議員からいただきました障がい者の相談員の関係のですね、内容というようなこともありましたけれども、私の方で日常生活のあらゆることということで申し上げはしましたけれども、内容的なものが若干わかりましたので付け加えさせていただきたいと思います。内容としまして、障がい者の手帳に関することとかですね、補装具の利用に関すること、あるいは施設の利用に関すること、それから医療に関することというようなことが項目として挙がってきておるようでございます。これは相談員さんが解決できるという話ではなくて、必要な手続き、あるいは相談をですね、どのように導いていくかというようなことでの窓口の相談先をですね、お知らせいただいているものということで、相談の受付をさせていただいている状況でございます。以上でございます。

議 長 他に質疑はございませんか。はい、村井議員。

13番村井 13番村井です。成果報告書の64ページ、ここだけではないんですけども、全体的なことをお聞きいたします。この64ページにもありますように、交流人口の拡大等を目的にいろんな事業を展開されております。ここに挙げてある分だけでもデスティネーション、その前のいい肉日

本一、L o v e f e s、また、まちバルだったり、あるいは地域おこし協力隊を雇用して本町のPRを図るといようなことを展開されてきたわけですが、この1年間通じて、どういった、町外、町内含め反応があったのか、効果があったのか。これは非常に検証するのは難しいかとは思いますが、それなりにそれぞれ経費もかかっていますので、その費用対効果といった面から考えてもどういう判断をされているのかお尋ねをいたします。

議 _____ **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 今の質問は全体的な質問ですので、町長に答弁いただいても結構かと思えます。

議 _____ **長** 地域政策課長。

地域政策課長 村井議員のご質問にお答えしたいと思います。64ページというふうに言われましたので、ちょっとうちの担当というふうなことで、まず、デスティネーションキャンペーンについてなんですが、デスティネーションキャンペーンの交流拡大につきましては、昨年10月1日から12月31日までというふうな3か月間のキャンペーンというふうなことで、JR6社と行政、そして観光関係の団体が一緒になって長崎県をPRするというで行ったわけでございます。キャンペーンの目標としましては、前年の10月1日から12月31日までの延べ宿泊客数を5%増やすというふうなことで取り組みをされたわけなんですが、結果としましてはマイナス6.数パーセントというふうなことで、今までデスティネーションキャンペーンを通じてやってきた中ではマイナスになったというふうな状況でございます。

原因といたしましては、4月にありました熊本地震の影響というふうなことで、それが一番の原因ではなかったかなというふうに事務局の方では判断されているようでございます。ただ、このデスティネーションキャンペーンの目的といたしましては、旅行商品を拡大するというふうなこともございます。その面でいましては大手旅行会社に確認しましたところ、10%以上旅行商品は伸びているというふうな状況でございます。

ちなみに、川棚町の状況というふうなことでございます。町の状況としましては、くじゃく荘の状況しか把握していないところがあるわけなんですが、くじゃく荘の宿泊客数につきましては10月から12月の昨年の期間で

すね、この時に175人増加いたしました。当然熊本地震の影響もありまして5月、6月と減ったわけなんです、10月から3月に渡っては増加ということで、3.6%の増ということになっております。ただ、川棚町向きの旅行商品につきましては残念ながら造成されなかったということで0というふうな結果でございます。この175人の増というのをいろいろ分析したわけなんです、実は10月にはねりんピックというのがございました。

このねりんピックによりまして、96人がくじゃく荘に泊まられておられるということ、それから九州ふっこう割、これは熊本地震の影響によりまして沈んだ観光客数を復活させるということで国が取り組まれた事業でございますが、この九州ふっこう割によりまして173人泊まられているということでございます。そうしますと、175人増加しているわけなんです、ふっこう割やねりんピックの宿泊数を考えますと、やはり地震による影響というのは川棚町においてはあまりなかったというふうに分析しているところでございます。

それから、いい肉日本一フェアの関係でございます。いい肉日本一フェアにつきましては、成果報告書の中にもありますとおり1,445食ですね、12店舗でこのフェアを実施しまして、1,445食の食数があったというふうなことで、平成25年に第1回を始めたわけなんです、そこと比較しますと400食増えているということで、交流人口が多くなったというふうに言えるのではないかと思います。ちなみに、売上金額につきましても平成25年度は140万程度でございましたのが、平成28年度になりまして280万まで倍増しているということからですね、このいい肉フェアにつきましては効果があったものというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議 長 町長。

町 長 町長でもいいという議員の発言がありましたので、全体的にちょっと私の、これまでの取り組みについての自分なりの評価を申し上げてみたいと思います。まず今、全国的に少子高齢化の中でそれぞれ地方の人口が特に減っているわけですが、そういった状況の中ではやはり交流人口の拡大というのは、基本的にはその町の活性化のためには大変重要な事業だというふうに思っておりまして、それなりの一定の効果はあるのでは

ないかと思えます。そういった中で町が取り組んできたもの、例えば今、担当課長が言いましたように、いい肉日本一フェアであるとか、あるいはデスティネーションキャンペーンであるとかそういったもの、それから観光協会とか商工会とか、そういった団体に取り組んできたもの、あるいはまた地域活性化団体、そういったものが、そういった方々が取り組んでこられたもの、例えば竹灯籠まつりであるとか、あるいは観光協会では登山会であるとか、いろいろなものに取り組んできておりますが、そういったことで交流人口の拡大が一定、図られたのではないかと思います。もし、こういった事業を費用対効果だけで考えてやめてしまったらどうなるかということは皆さん方、想像はつくのではないかと思います。したがって、平成28年度もいろいろな事業に取り組むことができましたので、一定の成果はあったのではないかと、このように私は評価をしているところでございます。今後も各種団体等々の協力をいただきながら進めていければと、このように考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。はい、三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。65ページ。

議 _____ **長** どっちですかね。

3 番 三 岳 成果報告書のですね、65ページであります。ここにですね、戦時遺構のボランティアガイド養成ということで、先ほど町長が言われた答弁ともちよつと重複するかもしれませんが、こういった形で養成ということで先進地を視察をされておりますが、今後ですね、これ、養成と、いわゆる例えば史談会とかそういった団体ですね、そういったところのガイドの登録とか、そういった研修会とか、今後も続けていかれるのかですね。

先進地を見られてそれなりにどういう形でというのが見えたのかですね、お尋ねをしたいと思います。

議 _____ **長** 地域政策課長。

地域政策課長 はい。65ページの戦争遺構ボランティアガイドに関するご質問だと思います。今後どうされるのかということが質問の趣旨かなというふうに思っております。この、まずこのボランティアガイド養成、この先進地視察研修という中で18名参加というふうに書いておりますが、この18名は3名が町の職員になりまして、残り15名のうち9名がボランティア

ガイド養成講座という講座を教育委員会の方で実施しておりましたので、その養成講座に参加された方でございます。残りの6名の方は史談会の方というふうなことになります。ボランティア養成講座に参加された9名の方と話をしたんですが、今、今後ですが、ガイドを自分達が1人で実施するというのはまだ心許ないというふうなことから、もう少し史談会の方と一緒にボランティア活動、ガイド活動をさせていただきたいというふうなことをおっしゃられているところでございます。担当としましては、将来的にはボランティアガイドとして町の戦争遺構、あと史跡等をお知らせできるようなものになっていただきたいというふうなことで考えているところですが、現在はまだそういうふうな研修の段階というふうなことで、将来につきましては今後ちょっと検討をさせていただきたいと、検討したいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 他にございませんか。はい、毛利議員。

5 番 毛利 1点お尋ねします。成果報告書の62ページなんですけど、負担金の部分ですね、三越漁港整備工事に係る天災その他不可抗力っていう事業名称があるんですけど、初めて見たものですからどういった内容なのか、こういった名称を初めて見たものですからお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 毛利議員の質問にお答えいたします。ただいま三越漁港で工事を行っておりますけれども、その中の三越漁港整備工事、片島防波堤その3におきまして、28年の4月7日、突然の暴風雨が吹きまして、波浪により片島防波堤の先端に設置しておりました方塊が沖側に傾きました。気象状況は最大風速15m以上を記録しておりまして、現場の状況ですけれども、防波堤にかかるブロックを全部配置をしまして完了しておりました。上部コンクリートはまだ打設をしていない状況でありました。そういったことで傾いたものを復旧をしなければならないということで県と打ち合わせをしまして、まず、災害復旧でできないかということでしましたけれども、事業の着工の日から竣工検査の完了日までの間に生じた災害については、災害の適用外ということでありまして、県とも協議をして手戻り工事で工事を行うということにしました。それで手戻り工事につきましては工事契約書の29条に、29条ですけれども、工事目的物の引渡し前に、天災等で発注者と受注

者のいずれの責めにも帰することができないものにより工事目的物に損害が生じた場合には、手戻り工事ということで行うということに契約上なっております。それで全体の工事金額を算出しまして、全体が210万600円、このうち請負者の負担が請負金額の1%となっております。請負代金が1億389万6,000円でありました。この1%ですので103万8,960円が請負者の負担。210万600円から103万8,960円を引いた、106万1,640円が発注者側の負担ということで手戻り工事を行い、負担金として業者に支払いをしております。以上です。

議 長 毛利議員。

5 番 毛 利 やっぱりじゃあ丸々町の負担といたしますか、これに対して補助があるとか、そういったものは何もないわけですね。完全に町が負担するだけという話で。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 毛利議員の質問にお答えいたします。手戻り工事につきましては、補助対象になります。ただ、補助対象にするためには被災原因の調査、安定計算、そういったものの委託をしなければなりません。ここの設計業者、三洋コンサルと言いますが、そこ、そこから見積もりをもらったところ、委託料が125万9,280円、これは丸々単独になります。それと水産庁との協議、そういったものを経なければなりませんので、2ヶ月、3ヶ月程度その協議がかかります。その間に梅雨前線豪雨、台風、そういったものが来ればまた二次被害を起こすということで、早急に対応しなければならないということで、この補助をもらわずに単独で施工したということでもあります。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 長 他に質疑もないようですので、質疑なしと認め、これで認定第1号「平成28年度川棚町一般会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:20)

議 長 続いて認定第2号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特

別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書110ページから143ページ、成果報告書101ページから115ページまでであります。よろしいですか。はい、山口議員。

1 番 山 口 成果報告書のですね、103ページにですね、真ん中の下の分ですけど、保険税の徴収についてはですね、現年度課税分が96.11%であると。そして、前年度比0.52%の減であるとかこういうふうな表記があるわけですが、これはちょうど28年度保険料の改定があつて、いわゆるそういうのがあっているわけですよ。そういうのに起因するということはないんでしょうかね。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 山口議員の質問にお答えいたします。保険税の徴収率の前年度比0.52%の原因ということ、原因が保険料の、保険税の改定によるものではないかということでありましてけれども、前年度、確かに28年度においては6,000万の増収を図る改定を行っております。そういった中で0.52%、現年度分について落ちているわけですが、これが増税によるものであるかというのは検証はできておりませんが、少なからずこの増税に対して保険税が払えなかった方々もいらっしゃるのではないかと、こう考えておるところです。以上です。

議 _____ **長** 他にはありませんか。なければ次に移りますがよろしいですかね。

「な し」の声あり

議 _____ **長** はい。では、質疑なしと認め、これで認定第2号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:26)

議 _____ **長** 続いて、認定第3号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書146ページから161ページ。成果報告書117ページから120ページであります。

(発言なし)

議 _____ **長** ありますか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** ありませんか。なければ次に移りますがよろしいですか。

「は い」の声あり

議 _____ **長** はい。質疑なしと認め、これで認定第3号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:28)

議 _____ **長** 続いて、認定第4号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。すみません、ページ数を忘れておりました。決算書164ページから191ページまで。成果報告書121ページから134ページまでであります。質疑はございませんか。なければ次に移りますが。よろしいですね。

「な し」の声あり

議 _____ **長** はい。質疑なしと認め、これで認定第4号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:31)

議 _____ **長** 続いて認定第5号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書194ページから205ページまで。成果報告書135ページから139ページまでであります。毛利議員。

5 番 毛 利 1点お尋ねします。歳入なんですけど、観光事業収入、しおさいの湯なんですけど、前年度比で4割ぐらい減になっているかと思えますけど、これはやっぱりあれですか、利用客の減少による収入の減とかそういう理由が大きいですでしょうか。

議 長 どの分で。

5 番 毛利 すみません。成果報告の136。

議 長 成果報告書の。

5 番 毛利 136。

議 長 136ですね。はい。地域政策課長。

地域政策課長 はい。毛利議員のご質問にお答えいたします。観光事業収入におきましてしおさいの湯の減、220万程度減しているというふうに思います。まず1点は入場者、入館者と言いますか、それがやはり少子高齢化の影響もあるのか、若干減っているというふうなこともございます。そのほかに一番大きいのはしおさいの湯の、しおさいの湯では水道の代わりに地下水を利用しておりました。この地下水利用におきまして、塩分が含まれているというふうなことから、しおさいの湯の機械設備に影響を与えているということで、設備が予定よりも早く傷んでいるという状況から、昨年4月1日から地下水の使用をやめ、水道水を利用するようにしております。この水道水の利用によりまして、360万水道料金が増えております。確かに水道料金は増えておりますが、今後の施設の管理を考えた上で、やはり上水道に変えた方が将来的に経費も安くなるという判断の上で、これは上水道に変更したところでございます。

反面、電気につきましては、電気事業者と言いますですかね、それを自由に選べるようになったという電気の自由化ですかね、そういうことで、観光協会の方で新たな電気業者を選定しております。それと、しおさいの湯の館内の電気、これをLEDにほぼ全て交換したというふうなことから、電気料金が100万逆に減っているというふうな状況で、そこら辺を併せ考えますと220万程度の減になるというふうな状況でございます。以上でございます。

議 長 他にはございませんか。

「なし」の声あり

議 長 はい、三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。これは200ページでいいと思いますけど

も、貸付金収入があるわけですね。というのはこれは貸付をされて、それを戻されるという形ではないかと思うんですね。これが時系列的に見た時にですよ、いつ貸付けていつ収入として上がってくるのか。というのは、夏場を過ぎればある程度収入的なものが出てくるんじゃないかなと思うんですね。ですから、3月いっぱいまで貸付けておられるのかですね。その辺をお聞きしたいと思います。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 200ページの貸付金収入に関してのご質問でございます。

この貸付金収入につきましては、現在、指定管理者として営業をさせていただいております観光協会におきまして、どうしても年度当初運転資金が厳しいというふうなことから1,000万を4月に貸し出して、その貸し出した1,000万を年度末に戻してもらっているという状況でございます。ここに利子等は発生していないというふうなことでございます。以上でございます。

議 長 他にはございませんか。

「なし」の声あり

議 長 はい。では、ないようでありますので、質疑なしと認め、これで認定第5号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:37)

議 長 続いて、認定第6号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書208ページから228ページ。成果報告書141ページから148ページであります。田口議員。

2番田口 これは成果報告書の144ページの一番上になりますが、督促手数料というのがあります。督促だから払われていない下水道使用料の督促だろうと思うんですが、件数が2,018件って非常に多いので、どういう事情なのだろうかということをお聞きいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。田口議員のご質問にお答えをいたします。督促件数が

多いということでありまして、昨年もですね、2,069件とありまして、今年度の成果報告書の前のページで調定件数を出しております。年間で4万2,263件と出しておりますけれども、そのうちの4.89%程度にはなりませんけれども、多い理由というのが特に分析はしておりませんが、すみません、特に分析はしていないということで、原因の確定したものはちょっと持ち合わせていない状態です。以上です。

議 **長** 高以良議員。

10番高以良 決算書の215ページでお尋ねします。不納欠損がありますけれども、33万8,000円とか、3万6,090円ですね。これの不納欠損処分をした理由とか、それと納付意識が低い人と言いますかね、納める能力があると思われる人でも、納付意識の低いために滞納につながって、結果的に不納欠損処分になったとかっていう人もあるのかなと思うんですけども、そういう人達の対応ということについてはどういうふうなことをされたのかお尋ねします。

議 **長** 水道課長。

水道課長 不納欠損について、高以良議員からのご質問でございますが、不納欠損とした理由については全て生活困窮がありまして、時効による不納欠損としております。これについては決算書でいいます負担金並びに下水道使用料、どちらも同じような状態でございます。それと、意識が低い方もあると思うと、その方の対応はというようなことですが、催告書の送付でありますとか、分納を進めるというようなことは常々行っておりますが、今回は時効による欠損ということでしたので、そういう時期が来たと、時効の時期が到来したということで、やむなく不納欠損といたしております。

議 **長** 他にございませんか。はい、三岳議員。

3番三岳 3番、三岳です。成果報告書の141ページの下から2行目にですね、面整備とそれと供用開始というのが、表現があるんですよね。28年度においては工事請負費で約1億ですよ。そうしますとこれによって、例えば本町の水洗化率といいますか、そういったものの町全体で捉えた時に、どのくらいまで整備が進んでいるのかお尋ねしたいと思います。

議 **長** 水道課長。

水道課長 三岳議員のご質問にお答えをしたいと思います。水洗化率がいくらになるかというような、最終的なご質問だと思っております。整備率。成果報告書の次のページ、142ページの方に一番最下行に整備率の記載をしております。それと、水洗化率のお尋ねだったと思いますが、それについても記載をしておる状況でございます。ご一読願います。以上です。

議 長 よろしいですか。他にはございませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで認定第6号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:49)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(13:49)

(…休 憩…)

(14:05)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで、教育次長より発言の申し出がっております。教育次長。

教育次長 すみません。午前中に高以良議員からご質問がありました、オストメイトの表示の件ですけど、表示をしておりましたので訂正をさせていただきますと思います。

議 長 はい。それでは次に、認定第7号「平成28年度川棚町水道事業会計決算認定」に対する質疑を行います。田口議員。

2番田口 この水道事業についての監査委員の決算審査意見書ですが、その3ページのところに給水原価と供給単価について触れられているところがあります。給水原価が前年に比べて、減価償却費の大幅な増加によって給水原価が前年より20円近く上がっているわけです。結局28年度は給水原価の方が供給単価、すなわち売る側の金額だと思うんですが、給水原価が供給単価を15.9円/m³上回ったというふうな説明があります。すなわち、1m³売る度に15.9円の赤字が出ているということになるわけなんですが、膨大なもんだと思いますけれども、これをどうされるのかということをお聞きしたいと思います。と申しますのは、減価償却費によって給水原価が上がったのであれば、当分それは下がることがないと思います。何年間かは

ですね。そして供給単価というものは、水道使用量を上げないことには上がってこないんだろうと思いますので、どうするんだろうかと。先ほどの説明を聞いていると、利益剰余金というものがあるから、それで何年間かはそれで対応するという考えなのかなというふうなことも思いましたけども、そこら辺についてどういうふうにご考えておられるのかをお聞きしたいと思えます。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。田口議員のご質問にお答えをしたいと思います。監査委員の意見書におきましては、給水原価が高くなっているというようなことで記載をしてあります。しかしながら、給水原価としての計算としては上がるんですけども、減価償却費が大幅な増によるもので給水原価が上がるということで記載をしてありますけども、この減価償却費につきましては補てん財源として利用をするということで、経営的なものとしてはプラスマイナス0というような格好になります。ですから、現実的には決算書で出しておりますように、今回は黒字決算ということでありました。それで、今後とも同じように減価償却費はここ数年はずっと大きい状況がありますけども、それも毎年補てん財源として経営には影響はないということで、給水原価は上がりますけども、経営としては特に問題、プラスマイナス0というふうなことでやっていけるというふうには考えております。以上です。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 そしたら、ちょっと念のために聞きますが、公営企業の会計上、そのように減価償却費を補てん財源に使ってもよいということは認められているということなんでしょうか。

議 長 水道課長。

水道課長 田口議員のご質問にお答えいたします。地方公営企業法の方にそれは補てん財源として利用できるというようなことは書いてあるんですが、すみません、何条に書いてあるというのはちょっと手持ちでないのでお答えすることはできません。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 その前のページ、2ページです。未収金について、(2)未収金についてというところで、雑入の可動堰管理費、この799万7,94

0円のうちの未収金があまりにも大きいと思うんですね。しかしながら、努力を評価しているというのは、ここの辺りをもう少し詳しく説明をお願いできませんでしょうか。

議 長 水道課長。

水道課長 それでは久保田議員のご質問にお答えをいたします。まず、29年6月30日現在の未収金が564万と大きいというふうなことでのご指摘でございます。これにつきましては、失礼しました。可動堰管理費の799万が大きいということでございますけども、これについては佐世保市も川棚川の取水堰を持っております。その取水堰の管理費として、雑入として受け入れているところでございます。未収金につきましては、企業会計が3月31日で閉めるということになっておりまして、その収入がそのあとに入ってくるということで、6月30日現在ではまだ未収金があったと。年に2回に分けて納付をするように協定書でなっておるところでございます。参考までに、決算書の方を見ていただければと思いますが、23ページ、24ページになります。こちらの右、24ページの方に雑入がございます。その雑入の一番上に可動せき管理費ということで1,481万1,000円ということで記載しておりますものが総額となります。以上です。

議 長 水道課長。

水道課長 すみません。久保田議員の質問に補足で回答させていただきます。例年のことですが、決算委員会の資料では毎年このようなデータを出しておるんですけども、この6月30日現在というのが監査を受けるための直近のデータでお示しをしております、現在最新として8月31日現在のデータを作っておりますが、その時点では未収金はありません。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。はい、三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。先ほどの田口議員の答弁の中でもありましたようにですね、第7次の拡張によりまして減価償却が増えるということで、3月の予算審査の中でですね、その分科会の中だったと思うんですが、料金改定にちょっと触れられているんですね。その中で、例えば建設改良とかですね、減債積立金があるから料金改定はしなくてもいいよというような答弁がなされておりますが、それはちょっと認識と違うんじゃないかなと。

もしですね、28年度はたまたま工場関係の使用量が増えたということで水道料金が増えているんですね。しかし、これが元に戻ると言いますか、伸びなければある意味赤字の決算になってくる可能性も出てくると思うんですよ。

そういった中で積立金があるから料金改定をしなくていいよということではなくて、やはりこれは2、3年に1回は見直す必要が生じるんじゃないかなというふうに思うんですが、課長の認識はまだそのままでしょうか。お尋ねします。

議 _____ **長** 水道課長。

水道課長 三岳議員のご質問にお答えをいたします。確かに、予算委員会の中でまだまだ積立金の方で処理ができるというふうに言ったことは覚えております。しかし、それだけで積立金だけをあてにしていくというのもあまり好ましいことではないと思っておりますので、水道課といたしましては次年度に予定をしておりますけども、経営戦略というものを作ろうとしております。その中でですね、見直しも含めて検討を、料金改定に直接つながるか、つながらないかはわかりませんが、収支についてですね、今後数年間の収支について検討をしていくというようなことを予定をしております。

その中でまた考え方が変わってくるかもしれません。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 私の方から少し答弁をさせていただきます。担当課長が料金改定に触れましたので、ちょっとそれについては私の方から考え方を申し上げます。実はこの7次拡張事業を計画した時に、今後拡張した後の財政計画も表示をしております。これについては三岳議員も少し過去を思い出してもらえばおわかりだと思うんですけど、その中でこれだけの投資をするから、もしかしたら料金値上げをしなければいけないんじゃないかというような危惧があったわけですが、その財政計画では、建設をしたあと2、3年間か3、4年間、ちょっと記憶にはないんですが、そのくらいは赤字の年度が続くだろうと。しかし、そういった積立金があるから、それを活用して料金値上げはしない運営方法でいきたいと、こう申し上げておりました。蓋を開けてみますと、本来その時は、今年度は、平成28年度は赤字決算と思っておりましたが、先ほど話がありましたように、工場等での収入が多かったとい

うことで、おかげさまで黒字に転じたという経過でございます。そういった中で、減価償却費はこれから耐用年数が短いものもありますので、少しずつは減っていきます。そして、その減価償却が引当金として留保して運営に活用できますので、そういったものを活用していけば、今後とも料金値上げはしなくていいんじゃないかという、そういった予測を私としては立てております。現時点ではそういう状況でございます。

議 _____ **長** よろしいですか。他にございませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで認定第7号「平成28年度川棚町水道事業会計決算認定」の質疑を終わります。

(14:23)

議 _____ **長** お諮りをいたします。ただいま議題となっております、認定第1号「平成28年度川棚町一般会計決算認定」から認定第7号「平成28年度川棚町水道事業会計決算認定」は、さらに予算の執行状況、その他内容的に審査を加える必要があらうかと思われまますので、13人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの平成28年度各会計決算認定等については、13人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定をいたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名をすることになっております。

決算審査特別委員会の委員は、ただいま配布をいたしました決算審査特別委員会名簿のとおり、議長を除く13人の委員を指名したいと思いますが、

これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました委員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま設置をいたしました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、この後、休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第1委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選していただきたいと思います。併せて、分科会審査区分等の決定もお願いをいたします。

なお、委員会での決定事項については、委員長から議長まで報告を願います。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 4 : 2 6)

(…休 憩…)

(1 4 : 3 9)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 決算審査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨の通知を受けましたので報告をいたします。

委員長に毛利喜信委員、副委員長に村井達己委員、以上のとおりであります。

決算審査特別委員会での付託区分及び日程案については、ただいまお手元に配布しております決算審査付託区分表及び決算審査日程表のとおりであります。

決算審査特別委員会では、十分審査を行っていただき、本定例会最終日までに審査報告書の提出をお願いをいたします。

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 4 : 4 0)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 小田成実

会議録署名議員 福田徹